

検査優先種			(9目11科)
検査優先種1(17種)			
カモ目カモ科	カイツブリ目カイツブリ科		主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成22年度及び28年度の発生時を合わせた感染率が5%以上であった種。
ヒシクイ	カイツブリ		
マガン	カンムリカイツブリ		
シジュウカラガン	ツル目ツル科		
コクチョウ*	マナヅル		
コブハクチョウ*	ナベヅル		
コハクチョウ	チドリ目カモメ科		
オオハクチョウ	ユリカモメ		
オシドリ	タカ目タカ科		
ヒドリガモ	オオタカ		
キンクロハジロ	ハヤブサ目ハヤブサ科		
	ハヤブサ		
・重度の神経症状**が観察された水鳥類			
検査優先種2(11種)			
カモ目カモ科	タカ目タカ科		さらに発見の可能性を高めることを目的とする。
マガモ	オジロワシ		
オナガガモ	フクロウ目フクロウ科		過去に日本と韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
トモエガモ	フクロウ		
ホシハジロ			
スズガモ			
ツル目クイナ科			
オオバン			
検査優先種3			
カモ目カモ科	チドリ目カモメ科		感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
カルガモ、コガモ等 (検査優先種1, 2以外全種)	ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種1, 2以外全種)		
カイツブリ目カイツブリ科	タカ目		
ハジロカイツブリ等 (検査優先種1, 2以外全種)	トビ等 (検査優先種1, 2以外全種)		
カツオドリ目ウ科	フクロウ目		
カワウ	コミズク等 (検査優先種1, 2以外全種)		
ペリカン目サギ科	ハヤブサ目		
アオサギ			
ツル目ツル科	チョウゲンボウ等 (検査優先種1, 2以外全種)		
タンチョウ等 (検査優先種1, 2以外全種)			
その他の種			
◆ 上記以外の鳥類すべて。			
◆ 猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。また、国内のカラス類の感染例はいずれも家きんの発生に関連することから、その他の種とする。			
◆ 野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。			
* 外来種			
** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。			